2010年2月19日

Zenken通信 (vol. 76)

▽ 今回のお届け情報

Title: 宮崎県「公共事業で経済・雇用緊急対策を実施」

Outline 添付資料P1～

○宮崎県は、県内企業の倒産件数の半数を建設産業が占め、また、国においては、公共事業関係費の大幅な削減方針が打ち出されたこと等を鑑み、地域の経済、雇用を担う建設産業に対し、昨年に引き続き、更なる支援を実施する。
なお、適用時期は、平成２２年３月１日～平成２３年３月末まで。

［主な見直し内容］

１．最低制限価格の設定範囲の引き上げ
概ね８５～９０％ ⇒ 概ね９０％

２．地域建設企業の受注機会の確保
・上位等級との混合入札の適用
・総合評価方式において、地域貢献度の評価ウェイトが高い基準を採用

《宮崎県建設業協会提供》

資料２

公共事業における経済・雇用緊急対策について

平成２２年2月１６日

本県においては、厳しい経営環境にある建設産業を支援するため、昨年４月から、公共事業における経済・雇用緊急対策として、最低制限価格の引き上げ等を含む様々な対策を実施しているところである。

しかしながら、建設産業においては、本県の倒産件数の半数を占め、倒産が依然として多く、また、国において公共事業関係費が大幅な削減方向にあるなど、建設産業を取り巻く経営環境は、今後一段と厳しい状況に陥ることが懸念される。

このため、地域の経済、雇用等を担う建設産業の更なる支援を行うこととし、新たな対策を加え、３月から次のとおり公共事業における経済・雇用緊急対策を引き続き講じることとした。

Ⅰ　実施内容

１　建設工事における最低制限価格の見直し

（１）設定基準の見直し

建設産業を取り巻く経営環境の一段と厳しい状況を踏まえ、より一層の建設業の健全な発展や工事の品質確保を図るため、今年度の対策（予定価格の概ね８５～９０％）を見直し、最低制限価格を予定価格の概ね９０％とします。

（２）ランダム(無作為)加算値の継続

最低制限価格付近への応札の集中やくじの多発といった入札状況の緩和を図るため、引き続きランダム(無作為)加算値を用いた最低制限価格とします。

２　建設関連業務における最低制限価格の見直し

（１）設定基準の見直し

建設工事と同様の趣旨により、今年度の対策（予定価格の概ね７５～８５％）を見直し、最低制限価格を予定価格の概ね８０～８５％とします。

（２）ランダム(無作為)加算値の継続

建設工事と同様の趣旨により、引き続きランダム(無作為)加算値を用いた最低制限価格とします。

3　執行段階での取組みの継続

発注の状況や地域の実情等に応じて、引き続き、執行段階において次のような取組みを行います。

（1）入札手続の短縮等による早期発注

入札公告の期間については、早期発注を図る観点から、発注の状況を考慮しながら可能な限り短縮を行います。

（2）受注機会の確保

広く受注機会を確保する観点から、上位等級との混合入札の適用に努めます。また、総合評価落札方式（特別簡易型）において、より地域企業が受注しやすいよう、地域貢献度の評価ウェイトが高い落札者決定基準（災害型の評価シート）を活用します。

（3）雇用の創出等

建設工事や業務委託における工事及び業務内容については、より多くの現場従事者の雇用につながるよう努めます。

（4）事務処理の迅速化等

早期の契約締結及び工事検査の実施に努めるとともに、請負代金等の迅速な支払いに努めます。

4　受注がない上位等級の企業が参加できる混合入札の実施

経済・雇用緊急対策として、発注の状況や地域の実情等に応じて拡大している上位等級との混合入札において、通常の等級の企業に加えて入札に参加できる上位等級の企業を、第４四半期に公告するものに限り、当該年度の受注がない企業とする混合入札も、状況に応じ実施できることとし、受注のない企業の受注機会の拡大を図ります。

Ⅱ　実施期間

平成２２年３月から平成２３年３月まで適用します。

なお、「４受注がない上位等級の企業が参加できる混合入札の実施」については、平成２２年４月及び５月に公告するものについても適用できることとします。

22年2月17日
宮崎日日新聞

県発注建設工事

入札最低価格90%に

経済対策3度目上げ

来月から1年間

入札制度改革をめぐり公共事業の最低制限価格引き上げを求める声が出ているのを受け、東国原知事は16日、経済・雇用緊急対策として、建設工事について予定価格の85～90%から90%に引き上げる方針を示した。鳩山政権が公共事業の大幅削減を打ち出す中、厳しい経営環境にある建設業界を支援する狙い。引き上げは3度目で、3月から1年間実施する。定例会見で明らかにした。（4面に会見要旨）

最低制限価格については、指名競争入札が廃止され一般競争入札に移行したことで落札率が下がり、建設業界が「価格競争が激しく、利幅が確保できない」として引き上げを求めていた。県土整備部管理課によると、本年度上半期の九州・沖縄各県の土木部門の平均落札率はすべて90%を超えているのに対し、本県は87・9%となっている。

最低制限価格は当初は70～80%だったが、2007年10月に80～85%、09年4月から現在の水準になった。委託業務も、75～85%から80～85%に引き上げる。

このほか、本年度受注ゼロの業者により多くの受注機会を与えるため、ランクの低い業者を対象にした公共事業の入札にも参加できるような措置を新たに講じる。3～5月に事業公告する分が対象。

県は昨年3月、最低制限価格引き上げと算定方法の見直し、価格以外を加味する総合評価落札方式の拡大などを表明。しかし建設業界の状況は依然厳しく、入札制度改革のさらなる見直しを迫られた。

16日の会見で「入札制度改革の後退ととらえているか」と尋ねられた知事は「あくまで経済・雇用緊急対策であり公正で競争性の高い制度の維持は変わらない。地域貢献度が非常に高い建設、土木業界に対する時限的な措置としてとりまとめたもので、決して後退とは思わない」と述べた。

3